

# 障害者手帳をお持ちの方に 一部の公共施設の割引を実施します

4月から、障害者手帳をお持ちの方に対し、スポーツや文化芸術を通じた、健康保持や社会参加の促進を図るため、次の公共施設の割引を実施します。

割引の適用にあたっては、障害者手帳またはミライロIDの提示をお願いします。

## 「ミライロID」 とは

株式会社ミライロが提供するスマートフォン向けアプリで、お持ちの障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)をアプリ内で登録することで、手帳情報がスマートフォン画面に表示できるようになり、その画面を下記の公共施設で提示することで障害者割引を受けることができます。

施設名	区分	割引前利用料金	割引額
① 千畑温泉サン・アール	利用料(大人)	500円	100円 ※他の割引との併用は できません
② 六郷温泉あったか山	利用料(大人)	500円	
③ 湯とびあ雁の里温泉	利用料(大人)	500円	
④ 美郷町学友館	展示館入館料	1,000円を超えない範囲で町長が定める額	
⑤ 美郷町歴史民俗資料館	観覧料	300円	
⑥ 坂本東嶽邸	観覧料	300円	
⑦ プールパークみさと	利用料(大人)	300円	
⑧ サン・スポーツランド千畑 (プール)	利用料(大人)	500円	
	利用料(小人)	300円	

問●【割引施設について】 ①～③ 町商工観光交流課 観光班 ☎0187(84)4909  
④～⑥ 町教育委員会 生涯学習課 歴史文化財班 ☎0187(84)4040  
⑦～⑧ 町教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興班 ☎0187(84)4916  
【障害者手帳について】 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

## 日中一時支援事業の利用について

障がいのある方の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の休息などを支援します。

**対象者**◆ 身体障害者手帳の交付を受けた方  
・療育手帳の交付を受けた方  
・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

**利用料**◆ 4時間未満:1回200円  
4時間以上8時間未満:1回400円  
8時間以上:1回600円  
※住民税非課税世帯の方は無料です。  
※食費等がかかる場合があります。

**申請方法**◆ 次の書類を町福祉保健課へ提出してください。

- ① 日中一時支援事業利用申請書
- ② 利用者の状況
- ③ 身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
- ④ マイナンバーカードまたは通知カード

※①・②の様式は町福祉保健課に備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます。

**その他**◆ 町の利用決定を受けた後、事業所を選んで利用契約を結んでから利用できます。

### 利用できる施設

※利用できる施設は変更  
する場合があります。

サンワーク六郷、拠点センターあいなび、後三年鴻声の里、かわ舟の里角間川、しみず、あきた児童デイサービス大曲店、放課後等デイサービスふぁみりい、愛仙の華、阿桜園、やまばと園、県立医療療育センター、高清水園、若竹学園

問●町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

## 「ミサトとセツカのだいぼうけん」が完成しました

これからの美郷町を担う3歳から7歳の子どもたちに向けて、美郷大使である絵本作家・永田萌氏の協力のもと、絵本を作成しました。町に住んでいる、または町の認定こども園・小学校に通っている令和6年4月現在の3歳児・4歳児・5歳児・小学校1年生・小学校2年生に無料配布するほか、右記の場所で購入できます。

**販売場所**◆美郷町学友館・美郷町公民館・美郷町北ふれあい館・美郷町役場総務課・道の駅美郷・名水市場湧太郎「美郷屋」・岡田書店・妖精村

**価格**◆1冊 1,650円(税込)



問●美郷町学友館 ☎0187(84)4040

## 視覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方とそのご家族へ 音声コード付き印刷物を配布します

### ■音声コードとは

文章を音声で読み上げる二次元コードのことです。  
※読み上げには、スマートフォンアプリや専用の機器が必要です。

### 対象者

- ◆ 次の要件をすべて満たす方
- ・ 身体障害者手帳所持者のうち、視覚障害のある方
- ・ 町からの音声コード付き印刷物の配布に同意をいただいた方

配布時期◆令和6年5月より、対応可能なものから順次配布します。

## 自動車運転免許取得費用・ 自動車改造費用を助成します

町では、障がいのある方の就労や社会参加活動の促進を図るため、普通自動車の運転免許取得に要した費用、自動車改造に要した費用を助成します。

### ■自動車運転免許取得費用について

**対象者**◆ ・ 身体障害者手帳の1級から4級の交付を受けている肢体や聴覚に障がいのある方  
・ 療育手帳の交付を受けた方

**助成金額**◆ 自動車操作訓練を終了するまでに要した費用(上限額:10万円)

**助成回数**◆ 原則として1人につき1回まで

**申請方法**◆ 免許証の交付を受けてから6カ月以内に、次の書類を町福祉保健課へ提出してください。

- ① 障害者自動車運転免許取得費助成申請書
- ② 教習実績書(自動車学校へ提出して証明を受けてください)
- ③ 身体障害者手帳または療育手帳の写し
- ④ 運転免許証の写し
- ⑤ マイナンバーカードまたは通知カード

※①・②の様式は町福祉保健課に備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます。

### ■自動車改造費用について

**対象者**◆ 身体障害者手帳の1級から3級の交付を受けている上肢、下肢または体幹に障がいのある方  
※所得による制限があります。

**助成金額**◆ 対象者本人所有で、対象者が運転する自動車の操作装置および駆動装置などの直接改造に要した費用(上限額:10万円)

**助成回数**◆ 原則として1人1車両につき1回まで

**申請方法**◆ 自動車の改造をする前に、次の書類を町福祉保健課へ提出してください。

- ① 身体障害者自動車改造費助成申請書
- ② 身体障害者手帳の写し
- ③ 運転免許証の写し
- ④ 自動車検査証の写し
- ⑤ 改造を行う業者の見積書(改造部分および経費がわかるもの)
- ⑥ マイナンバーカードまたは通知カード

※①の様式は町福祉保健課に備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます。

問●町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907